



## 第Ⅱ部 景観法を活用した規制・誘導方策 (景観計画)

- 1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」…………… 31
- 2 良好な景観の形成に関する方針…………… 31
- 3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項…………… 31
- 4 景観重要建造物の指定の方針…………… 34
- 5 景観重要樹木の指定の方針…………… 34

第Ⅰ部第3章1「基本施策」に基づき、景観行政団体でない市町が景観行政団体へと移行するまでの間、地域の景観に特に影響が大きい大規模建築物等に対し、周囲の景観と調和するように規制、誘導を行うため、景観法に基づく制度を活用することとし、以下でその内容を定めます。

ただし、関係市町が景観行政団体に移行した後であっても、独自の景観計画を策定するまでは、本計画の第Ⅱ部の規定は、当該市町において適用されます。

## 1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」

(法第8条第2項第1号関係)

景観計画区域は、景観行政団体である市町の区域を除く県全域とします。

## 2 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項関係)

長崎県では、自然景観、歴史文化景観、地域景観、あるいはこれらを背景とした生業やまちなみによる複合的な景観が形成され、その地域ごとの豊かな多様性が本県景観の特徴となっていますので、これらを守り、育み、あるいは魅力ある景観を新たに創造していきます。

具体的には、第Ⅰ部第2章4「良好な景観形成の基本方針」に基づいて良好な景観の形成を推進します。

また、広域景観形成推進地域については、よりきめ細かい景観形成施策を重点的に推進します。

なお、広域景観形成推進地域の設定にあたっては周辺と一体となって、良好な景観の保全、創造を図る必要があることから、住民、国、県、関係市町及び関係団体により、協議会等を組織し、良好な景観形成について連携を図るものとします。

## 3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

### (1) 条例で定める届出行為

法第16条第1項第1号から第3号に定めるもののほか、同項第4号の規定により条例で定める行為は、次のとおりとします。

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

### (2) 届出対象行為等

法第16条第1項に基づき届出が必要となる行為は、表-1のとおりとします。

表－1 届出対象行為

届出対象行為	届出を要する規模	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域が指定されている区域又は都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域で、200%を超える容積率が指定されている区域	高さ 15mを超えるもの又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの
	上記以外の区域	高さ 13mを超えるもの又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1の項の届出を要する規模の建築物で、変更することとなる面積が外観の過半のもの	
3 工作物の新築、増築、改築若しくは移転	高さ 15mを超えるもの又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの	
4 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	3の項の届出を要する規模の工作物で、変更することとなる面積が外観の過半のもの	
5 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	都市計画区域内	面積 3,000 ㎡以上のもの
	都市計画区域外	面積 10,000 ㎡以上のもの
6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内	面積 3,000 ㎡以上のもの
	都市計画区域外	面積 10,000 ㎡以上のもの

法第16条第7項に基づき届出を除外されることとなる行為は、表－2のとおりとします。

表－2 届出を除外されることとなる行為

<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第16条第7項第1号から第10号に掲げる行為</li> <li>●法第16条第7項第11号の政令で定める行為</li> <li>●法第16条第7項第11号の条例で定める以下の行為             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法の規定により許可、届出を要する行為</li> <li>・長崎県文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為</li> <li>・長崎県立自然公園条例の規定により許可、届出を要する行為</li> <li>・風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定により許可、届出を要する行為</li> <li>・仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>・農林漁業を営むために行う土地の形質の変更</li> <li>・10㎡以内の増築、改築</li> <li>・表－1に示す届出対象行為の規模以下のもの</li> </ul> </li> </ul>
--

### (3) 景観形成基準

景観形成基準（法第8条第2項第2号に規定する規制又は措置の基準をいう。以下同じ。）は、表－3及び表－4のとおりとします。

表－3 建築物・工作物の景観形成基準

項目	基準
配置及び規模	●幹線道路など、主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないような配置及び規模とするよう配慮する。
意匠	●良好な自然景観を有する地域においては、これと調和した意匠とするよう配慮する。 ●市街地にあつては、周辺のまちなみとの協調性を考慮した意匠とするよう配慮する。 ●附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観との調和に配慮する。
色彩	●周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮する。 ●基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。 ・R, YR, Y系：彩度 6.0 以下 ・その他の色相：彩度 4.0 以下 ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 ・石材、煉瓦等の素地の色 ・アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の 10%以内とする）の色彩
外構	●敷地内の道路に面する部分は緑化するなど、周辺景観との調和に配慮する。
駐車場	●駐車場は前面道路から見えない位置に設けるよう配慮する。見える位置に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。
付帯設備等	●空調室外機、給水塔、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける設備・施設は、前面道路から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。

表－4 開発行為等の景観形成基準

行為	基準
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	●法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。 ●擁壁等の構造物を設ける場合は、素材と構法の工夫や構造物の前面の緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。 ●敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。

## 4 景観重要建造物の指定の方針



(法第19条関係)

2 「良好な景観の形成に関する方針」(P34)に基づき、道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見される建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

また、建造物の敷地、又は周辺の石垣、生垣、付属する庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合には、それらを含めて指定することとします。

なお指定する場合は、長崎県美しい景観形成審議会の議決を経ることとします。

- ①地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有していると認められるものであること。
- ②歴史的な様式を継承した新しい建造物や、新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物など、その外観が、良好な景観形成を推進する上で重要なものであること。

## 5 景観重要樹木の指定の方針



(法第28条関係)

2 「良好な景観の形成に関する方針」(P34)に基づき、道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見される樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

なお指定する場合は、長崎県美しい景観形成審議会の議決を経ることとします。

- ①地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、地域の景観上の特徴を、当該樹木の外観が有していると認められるものであること。
- ②地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木など、樹木の樹容が良好な景観形成を推進する上で重要なものであること。

(別図) 長崎県景観計画区域

